

証券コード：2183

株式会社リニカル



第19回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時

開催場所

新大阪ブリックビル3階A会議室
大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のう
え、ご来場ください。)

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第2号議案 補欠の取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

インターネット等または書面
による議決権行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後5時30分まで

ご挨拶



代表取締役社長
秦野 和浩

株主の皆様には、平素より格別のご支援・ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は2005年6月に国内大手製薬会社で新薬開発に携わってきたメンバーが設立したCROです。当初から「日本発のグローバルCRO」としての地位確立を目指し、海外M&Aを活用した積極的な海外進出によりグローバルに事業を成長させてきました。現在では海外売上高比率、海外従業員比率ともに5割を超えるまでに海外事業が拡大しています。

次期は20期となり、節目の年を迎えます。創業以来掲げてきた「医薬品開発のあらゆる場面で常にプロフェッショナルとしての質を提供し、ステークホルダーである製薬会社、医療機関、患者ならびに株主、従業員の幸せを追求する。」という経営理念を実現し、今後の持続的な成長を確かなものとするため、グローバル企業として経営基盤をより一層強化してまいります。そして、画期的な治療法を心待ちにしている患者の皆さんへ一刻も早く新薬を届けるべく、グローバルの社員全員で理念を共有し、さらに知識と技術に磨きをかけ、事業に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご理解とご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

目次

招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	6
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件	8
第2号議案 補欠の取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件	12
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	14
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件	15
事業報告	16
1. 企業集団の現況	16
2. 株式の状況	24
3. 新株予約権等の状況	24
4. 会社役員の状況	25
5. 会計監査人の状況	31
6. 会社の支配に関する基本方針	32
7. 剰余金の配当等の決定に関する方針	32
連結計算書類	33
連結貸借対照表	33
連結損益計算書	34
計算書類	35
貸借対照表	35
損益計算書	36
監査報告	37
連結計算書類に係る会計監査報告	37
計算書類に係る会計監査報告	39
監査等委員会の監査報告	41
ご参考	43
トップインタビュー	43
次期の見通し	45

株主各位

(証券コード：2183)
2024年6月11日
大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
株式会社リニカル
代表取締役社長 秦野和浩

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。
さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
<https://www.linical.com/ja/investors>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「株主・株式情報」よりご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】
<https://d.sokai.jp/2183/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「リニカル」または「コード」に当社証券コード「2183」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2024年6月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日(水曜日) 午前10時

2. 場 所 大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
新大阪ブリックビル3階A会議室

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場ください。)

3. 目的事項
報告事項

1. 第19期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
第2号議案 補欠の取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3)インターネット等及び書面(郵送)の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - 株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月26日 (水曜日)
午前10時

インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月25日 (火曜日)
午後5時30分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月25日 (火曜日)
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
XXXX年X月X日

基本日現在の所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX

見本

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

- 第1号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。
- 第2、3、4号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

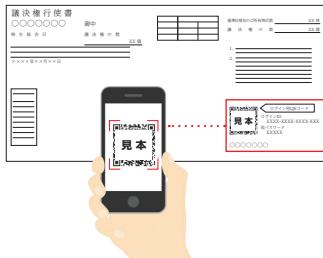
- ・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類 議案及び参考事項

第1号議案、第2号議案及び第4号議案に共通するご参考事項

本株主総会参考書類に記載の第1号議案、第2号議案及び第4号議案は、2023年7月31日開催の取締役会において決議したコーポレートガバナンス体制の改定に関連する内容を含みます。これらの議案を上程するにあたり、コーポレートガバナンス体制改定の概要をご説明いたします。

◆2023年7月31日に決議したコーポレートガバナンス体制改定の経緯

当社は、2023年6月22日開催の第18回定時株主総会及び同日に開催された臨時取締役会において、コーポレートガバナンス体制について以下の改定を行いました。

- ① 取締役会の監督機能強化及び意思決定の迅速化を目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行
- ② 取締役会の多様性確保のために、新任の女性社外取締役2名（弁護士、公認会計士）を選任
- ③ 取締役の指名・報酬に関する客観性、透明性及び公正性を確保するため、過半数を社外取締役とする任意の指名委員会及び報酬委員会を設置

更に取締役会の監督機能強化及び意思決定の迅速化を進めるための検討を行なった結果、これらの改定に加え、以下のとおりコーポレートガバナンス体制について更なる改定を行うことといたしました。

◆改定の概要

現在の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の一部を、執行役員（取締役と兼任しない）にすることにより、取締役会の構成を以下のとおりいたします。

- ① 過半数が社外取締役
- ② 女性取締役の比率が30%以上

これに加え、執行役員については、責任と権限を明確にしたうえで、人事・報酬については指名委員会及び報酬委員会の諮問対象とすることにより、取締役と同様に、人事・報酬に関する客観性、透明性及び公正性を確保いたします。

これらの改定により、以下の点でコーポレートガバナンスの一層の強化が見込まれます

- ① 取締役会の過半数が社外取締役となることにより、取締役会の監督機能が一層強化される
- ② 執行役員制度が拡充されることにより、業務執行の迅速性・実効性が確保される
- ③ 取締役会の規模が適正化されるとともに、取締役会の多様性が確保される

なお、執行役員については、2024年4月26日開催の取締役会においてCXO（執行責任者）体制の導入を決議し、執行役員CXOは代表取締役社長執行役員から権限を一部委譲され、海外子会社を含むグループ横断での担当領域の執行責任を担います。※CXO人事については、本株主総会後に開催予定の臨時取締役会にて決議予定です。

氏名	役職	企業経営 事業戦略	医薬品 開発	グローバ ル事業	人事 戦略	リスク管理 コンプライアンス 法務	財務 会計	IT
秦野 和浩	代表取締役 社長執行役員CEO	○	○	○				
松山 栄理	社外取締役					○		
西村 智子	社外取締役						○	
中島 与志明	社外取締役 (監査等委員)				○	○		
村上 祐一	社外取締役 (監査等委員)					○	○	
安藤 良光	社外取締役 (監査等委員)	○	○	○		○		
坂本 勲勇	執行役員CSO	○	○	○				
河合 順	執行役員CAO	○	○	○	○	○		
高橋 明宏	執行役員CFO		○		○	○	○	○
山口 志織	執行役員CCO		○			○		
得能 正善	執行役員CIO			○				○
辻本 桂吾	執行役員CPO	○	○	○				
宮崎 正哉	執行役員CAPO	○	○	○				
長藤 寿昭	執行役員CTO		○	○				

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。また、6頁に記載のとおり新たな経営体制への移行を予定しております。つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 はた の かず ひろ
1 秦野 和浩 (1965年3月17日生) **再任**



所有する当社の株式数
742,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月	マルホ(株)開発本部入社
1998年7月	メディテックインターナショナル(株)開発部入社
1999年3月	藤沢薬品工業(株)（現：アステラス製薬(株)）開発本部入社
2004年9月	アウローラ(株)取締役
2005年6月	当社設立 代表取締役社長（現任）
2010年2月	当社開発本部長
2015年9月	当社経営企画室長
2020年12月	当社開発本部長（現任）
2021年7月	当社営業企画室長（現任）

取締役候補者とした理由

秦野和浩氏は国内大手製薬会社等で新薬開発に携わった高い知識と経験を背景に、当社創業メンバーの中核として当社グループ全体の経営の指揮を執り、中長期的成長への戦略を策定・実行し、当社グループのグローバル化を推進するとともに、業績についても十分な成果を上げており、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 すぎ やま

2 枚山

え り

栄理

(1975年7月10日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2001年10月 弁護士登録（大阪弁護士会）
はばたき綜合法律事務所入所
- 2008年11月 金融庁入庁（任期付職員）
同庁検査局総務課金融証券検査官
- 2010年1月 同庁検査局総務課専門検査官
- 2010年6月 同庁検査局総務課専門検査官兼総務企画局政策課課長補佐
- 2010年12月 同庁退職
- 2013年7月 はばたき綜合法律事務所パートナー弁護士（現任）
- 2018年6月 新明和工業(株) 社外監査役（現任）
- 2022年4月 神戸大学大学院法学研究科法曹実務教授（現任）
- 2023年6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

枚山栄理氏は弁護士としての豊富な実務経験に基づき、法律に関する高度の知見を有し、企業法務にも精通していることから、主として法的な観点から客観的かつ公正な監督及び取締役会に対する有益な意見が得られると判断したため、社外取締役候補者としたものであります。

候補者番号 にし むら

3

西村

さと こ

智子

(1967年1月14日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1989年10月 監査法人朝日新和会計社（現：有限責任あずさ監査法人）
入所
- 1993年 8 月 公認会計士登録
- 2001年 3 月 西村智子公認会計士事務所開設同所長（現任）
- 2002年10月 税理士登録
西村智子税理士事務所開設同所長（現任）
- 2023年 2 月 象印マホービン(株) 社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2023年 6 月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

西村智子氏は公認会計士及び税理士としての専門知識・経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これまでの幅広い経験と専門知識を当社の監督体制の強化に活かしていただけるものと期待し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 杵山栄理氏及び西村智子氏は社外取締役候補者であります。当社は、杵山栄理氏及び西村智子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 杵山栄理氏及び西村智子氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
3. 杵山栄理氏及び西村智子氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、両氏とも1年となります。
4. 杵山栄理氏の戸籍上の氏名は「新宮栄理」であります。
5. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 当社は、杵山栄理氏及び西村智子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、両氏との当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 補欠の取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

法令に定める業務を執行する取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役就任前に限り、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

補欠の取締役の候補者は、次のとおりであります。

さ か も と い さ お
坂本 勲 勇 (1976年3月25日生)



所有する当社の株式数
 735,800株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年4月	藤沢薬品工業(株) (現：アステラス製薬(株)) 開発本部入社
2005年7月	当社入社
2005年10月	アウローラ(株)監査役
2007年6月	当社取締役 (現任)
2008年7月	LINICAL USA, INC. 取締役
2013年5月	LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事 LINICAL KOREA CO., LTD. 取締役
2015年7月	当社がん領域開発受託事業部担当
2015年9月	LINICAL USA, INC. 代表取締役社長
2017年4月	当社国際事業開発本部長
2018年4月	Linal Accelerance America, Inc. Chairman & President
2018年7月	LINICAL USA, INC. Chairman, President & CEO Linal Accelerance America, Inc. Chairman, President & CEO
2019年8月	当社開発本部がん領域事業部担当
2020年12月	当社欧州事業担当 LINICAL USA, INC. Director, President & CEO Linal Accelerance America, Inc. Director, President & CEO
2021年5月	LINICAL Europe Holding GmbH Director & CEO
2022年11月	当社欧州事業担当
2023年1月	LINICAL USA, INC. Director, President & CEO (現任) Linal Accelerance America, Inc. Director, President & CEO (現任)
2023年4月	LINICAL Europe Holding GmbH Director (現任)
2024年4月	当社経営企画室長 (現任) 当社開発本部中枢神経領域事業部長 (現任)

補欠の取締役候補者とした理由

坂本勲勇氏は国内大手製薬会社で新薬開発に携わった高い知識と経験を有しており、また欧米子会社の Director, President & CEOとして米国事業の立て直し、欧米全域の業務運営を指揮するなど、当社のグローバル戦略を牽引しております。以上の理由により、補欠の取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

まつ ひさ ひろ しげ
松久 廣成 (1951年11月18日生)

社 外 独立役員
 所有する当社の株式数
 0株

略歴及び重要な兼職の状況

1975年4月 藤沢薬品工業(株) (現：アステラス製薬(株)) 入社
 1998年10月 同社 人事部次長 兼 (株)プログロース 取締役
 2002年4月 同社 生産総務部長
 2005年4月 アステラス製薬(株) 技術本部 人事統括Gリーダー 兼
 加島業務室長
 2013年6月 一般財団法人阪大微生物病研究会 常務理事
 2017年5月 株式会社BIKEN 取締役
 2023年6月 一般財団法人阪大微生物病研究会 顧問 (現任)

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松久廣成氏は、国内大手製薬会社において人事・総務関連の部署を率いた経験、および一般財団法人ならびにその関係会社における経営者としての豊富な経験を有されており、監査等委員である取締役に就任された場合には、その職責を適切に遂行いただけるものと考えます。以上の理由により補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 松久廣成氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
 3. 当社は、松久廣成氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2023年6月22日開催の第18回定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社は、6頁に記載のとおり新たな経営体制への移行を予定しております。

つきましては、当該移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と改定させていただきたいと存じます。

また、事業報告に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」は、本株主総会後の取締役会において、本議案にてご承認いただいた内容とも整合し、かつ、企業理念に基づく当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう変更を予定しております。

本議案は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数及び他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであるため、相当な内容であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役2名）となります。

以上

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

●連結経営成績の状況

当期連結経営成績につきましては、売上高は12,307百万円（前期比1.7%減）となりました。また、利益面では、米国、韓国が増益となりましたが、欧州等が営業赤字となったことに加え、日本も減益となったことから営業利益は725百万円（前期比42.3%減）となりました。経常利益は受取利息や為替差益が発生したものの営業利益の減少により790百万円（前期比38.4%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に保険金の受取が発生したことに対して、今期は欧米子会社の経営管理体制の統合に伴う事業構造改善費用166百万円が発生したことから338百万円（前期比66.3%減）となりました。

●地域別の状況

日本においては、新型コロナウイルス感染症が5類に分類され治験環境が改善し、順調に受注案件を消化して売上高を計上しましたが、第1四半期に既存案件の中止が発生した影響等に加え、受注獲得が想定通りに進まなかったことから前期比で減収となりました。また、利益面でも上記の理由から減益となりました。

米国においては、前期は米欧地域で大型国際共同治験の開始遅延があった一方で、当期は新規案件の獲得や既存案件の進捗が想定を上回って推移したこと等により、前期比で大幅な増収増益となりました。なお、現在米国のバイオテック企業の引き合いは旺盛であり、引き続き米国CRO市場の深耕に注力し、持続的な成長を図ってまいります。

欧州においては、既存試験の中止や新規案件の開始延期が発生しました。さらに欧州経済はロシア・ウクライナ紛争など地政学リスクの高まりからエネルギー価格の高騰や高インフレが継続し、これに対処する高金利政策が、ドイツをはじめとした欧州の経済情勢にマイナスの影響を与えており、バイオベンチャーの資金調達が難しい環境で新規案件の受注獲得も想定を下回ることとなりました。この結果、前期比で減収、営業赤字とな



りました。当期に米国事業との連携を推し進めたことにより、営業面でシナジーを発揮しつつあり、新規案件の受注獲得が進んでいます。営業体制をさらに強化し、欧州を含むグローバル案件の拡大に注力してまいります。

韓国においては、既存案件の順調な進捗や複数の新規案件の開始等に加え、円安の影響もあり前期比で増収増益となりました。

中国においては、既存案件の収束に伴う売上減少等により前期比で減収、営業赤字となりました。

台湾においては、既存案件で中止が発生したこと等により、前期比で減収、営業赤字となりました。

なお、アジアにおいては、日本、米国と営業面での連携を強化して現地製薬会社からの受注の掘り起こしに注力しており、複数の新規顧客から案件の打診を受けるなどしております。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

- ・ C R O 事業

当社グループの C R O 事業につきましては、売上高は11,546百万円（前期比1.1%減）、営業利益は2,717百万円（前期比12.2%減）と減収減益となりました。

- ・ 育薬事業

当社グループの育薬事業につきましては、売上高は760百万円（前期比10.2%減）、営業利益は148百万円（前期比6.0%減）と減収減益となりました。

②設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第16期 (2021年3月期)	第17期 (2022年3月期)	第18期 (2023年3月期)	第19期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高 (百万円)	10,279	11,555	12,516	12,307
経常利益 (百万円)	588	1,183	1,283	790
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	539	790	1,004	338
1株当たり当期純利益 (円)	23.91	35.00	44.47	14.98
総資産 (百万円)	15,280	15,716	17,464	18,539
純資産 (百万円)	5,712	6,543	7,581	8,235
1株当たり純資産額 (円)	252.92	289.69	335.65	364.60

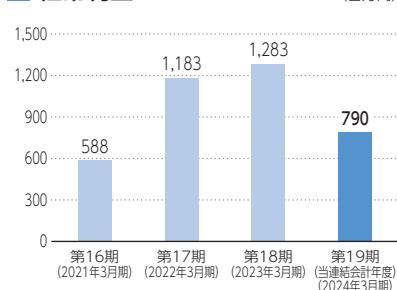
(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年3月期の期首から適用しており、2022年3月期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

売上高 (百万円)



経常利益 (百万円)



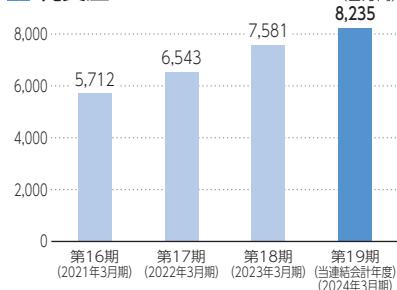
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



1株当たり当期純利益・1株当たり純資産額 (円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
LINICAL USA, INC.	300千USドル	100%	CRO事業
LINICAL TAIWAN CO., LTD.	13百万台湾ドル	100%	CRO事業
LINICAL KOREA CO., LTD.	1,000百万ウォン	100%	CRO事業
LINICAL Europe Holding GmbH	25千ユーロ	100%	持株会社
LINICAL Europe GmbH	25千ユーロ	100%	CRO事業
LINICAL Spain, S.L.	3千ユーロ	100%	CRO事業
LINICAL France SARL	1,002千ユーロ	100%	CRO事業
Linical Accelovance America, Inc.	108千USドル	100%	CRO事業

(注) 当社の議決権比率は間接保有を含んでおります。

(4) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、2025年3月期までをさらなるグローバルでの成長への基礎固めのフェーズと位置づけ、収益力の強化を最優先課題として取り組み、それを支えるコーポレートガバナンスの強化を進めてまいります。収益力の強化については、継続的な増収と利益率向上を目指し、以下を重点施策として取り組んでまいります。

①ターゲットとする顧客層の拡大

近年、バイオテクノロジーの進化は目覚ましく、新たな技術を有する欧米のバイオスタートアップ企業に端を発した開発品が増加しており、伝統的な製薬企業を規模において上回る新興バイオ医薬品企業が続々と誕生しています。

当社グループでは従来、日系大手製薬会社からリピート受注を獲得し事業を拡大してまいりましたが、各地域の拠点が連携してグローバルでの情報収集・営業活動を強化することで欧米の製薬企業からの受託も増えつつあります。さらに、有望な開発パイプラインを持つ、欧米のバイオスタートアップ企業にフォーカスし、ニーズにマッチしたきめ細かい提案を行うことで、大手グローバルCROとの差別化を図り、顧客基盤の拡大を進めます。

②ターゲットとする疾患領域の拡大

未実現の治療ニーズを持つ疾患に対する新薬を開発するために、多くの新薬が誕生している抗体医薬品以外にも、再生医療、細胞医薬、核酸医薬、治療アプリ、タンパク質分解誘導薬などの新しい創薬モダリティが誕生しています。また、様々な新薬の誕生により治療できない疾患が減少する一方、高齢化社会において健康寿命を延ばすために新たな新薬が必要とされる疾患はまだ多数存在しています。こうした中、製薬会社の注力領域は、当社がすでに多数の実績を有するがん、中枢神経、免疫などの領域以外にも、眼科、皮膚科、希少疾患などへ拡大しています。

当社グループでは、こうした新たなモダリティや疾患領域でも顧客ニーズにマッチした提案を行い短

期間で高品質な臨床開発を遂行すべく、難易度の高い領域で蓄積してきた臨床開発のノウハウに加え、外部専門家や医療機関との連携強化と積極的な情報収集に努めてまいります。

③ サービス領域の拡充

新薬開発のグローバル化と顧客層の多様化に伴い、臨床開発における各種業務をワンストップで委託するニーズが高まっています。バイオスタートアップ企業や中小規模の製薬企業は、グローバルでの医薬品開発・販売に必要な機能を自社で保有していないことも多く、CROに対し高い専門性とコンサルティング能力が求められます。

当社グループでは、日系大手製薬企業を中心に提供してきた治験モニタリング業務とデータマネジメント・解析業務に加え、日本への進出を検討している国内外のバイオスタートアップ企業に対し、創薬支援業務として医薬品市場分析と開発戦略立案、規制当局に対する届出・相談、治験実施計画書や申請関連書類の作成、規制当局への承認申請、共同開発や導出などパートナーリング支援等を行っております。また、医薬品発売後において、競合品との差別化や医薬品の適正使用に資する臨床医療データを収集する臨床研究等の企画から論文作成までを行い、新薬臨床開発の上流・下流工程においてもサービス提供を拡大しております。

こうした各工程のサービス提供には高度な知識・経験が求められるため、当社グループでは専門人材を育成するための教育研修に注力していますが、さらに日本をはじめ海外拠点において優秀な人材を育成するとともに、協業関係の強化による外部リソースの活用なども行い、多様化する顧客ニーズに柔軟に対応してまいります。

④ 海外事業のさらなる成長

世界最大の医薬品市場である米国とそれに次ぐ欧州において、当社グループは、大手製薬会社に加えバイオスタートアップ企業との信頼関係を構築し順調に事業を拡大しています。さらに欧州ではスカンジナビア半島での開発体制構築を進めているほか、今後欧米子会社の営業機能を強化し受注獲得能力の拡充を図ってまいります。また、当社が拠点を有する中国、韓国、台湾などの製薬・バイオスタートアップ企業も、自国内での開発に加え、欧米、日本への進出を検討しており、当社のグループネットワークを活用することでこうしたニーズにも対応してまいります。

加えて、季節性・地域性のある疾患に対するワクチン・治療薬等の開発ニーズにも対応するために、現在多数の拠点を有する北半球だけでなく、南半球においても開発を遂行できる体制を構築してまいります。すでに米国子会社が南米・豪州のCROと提携して試験を受託していますが、バイオスタートアップ企業への優遇税制を整え治験誘致に積極的な豪州については顧客企業からの引き合いも増加しており自社拠点確立を目指します。

⑤分散型臨床試験などデジタル技術を活用した開発効率化ニーズへの対応

近年、新薬開発の難易度上昇や競争激化に伴い、開発プロセスの効率化による迅速化やコスト抑制ニーズが高まっており、分散型臨床試験（DCT）など、デジタル技術を活用し、効率的に臨床試験を実施するニーズが高まっています。こうした状況下において、当社グループでは、自社で保有しない機能はグローバルでパートナーリングを拡大し、ニーズに応じて内製化することにより、多様化する治験効率化ニーズにも対応してまいります。

⑥財務基盤の強化

海外拠点拡充などの中期的成長戦略を迅速・柔軟に実現するためには、当座比率、自己資本比率を高め、調達コストを意識した機動的な資金調達を可能にする必要があります。

当社グループは、前出の戦略による増収と、高稼働率の維持、コスト管理の徹底により、1株当たり当期純利益の持続的な成長を目指すとともに、株主還元と成長資金の確保の両立に努めてまいります。

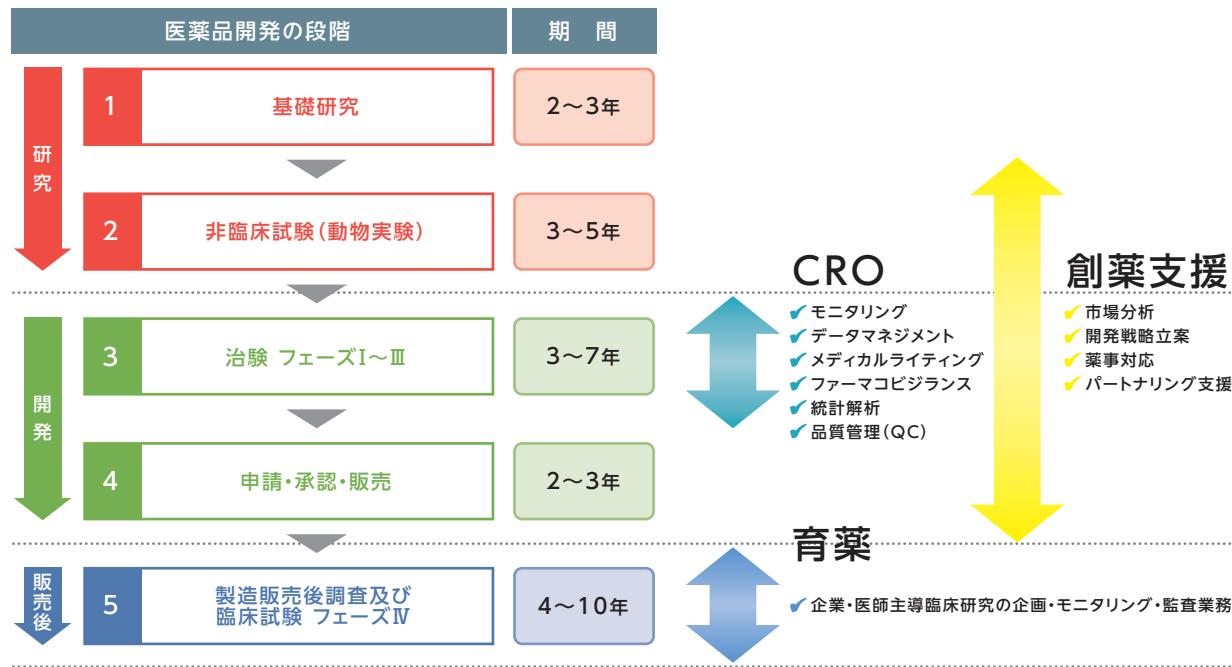
(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、医薬品の開発・販売における戦略的ビジネスパートナーとして、医薬品開発業務受託事業と医薬品製造販売後支援事業をグローバルに展開しております。

各事業における主要な事業内容は以下のとおりです。

事業区分	事業内容
医薬品開発業務受託事業 (CRO事業)	製薬会社が行う医薬品開発のための治験において、モニタリング業務 ^(注) を中心に、品質管理、データマネジメント、統計解析、メディカルライティング、ファーマコビジランスなどの業務、さらには治験の企画や薬事対応、承認申請などに関するコンサルティング業務を創薬支援として行っています。
医薬品製造販売後支援事業 (育薬事業)	当社グループの柱の事業であるCRO事業の強みを活かし、企業・医師主導臨床研究の組織体制構築業務、製造販売後の企画業務・モニタリング業務・監査業務を行っています。

(注) モニタリング業務とは、医療機関との契約手続きをはじめ、担当医師に対する治験への患者様の組入れ依頼、投与後のデータ（有効性、安全性）の回収、データ信頼性の確保等を行う業務をいいます。



(6) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

大 阪 本 社	大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
東 京 オ フ ィ ス	東京都港区東新橋一丁目9番2号

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度比増減
C R O 事 業	506名	81名減
育 業 事 業	24名	10名減
全 社 (共 通)	132名	6名減
合 計	662名	97名減

(注) 使用人数は就業員数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
314名	51名減	36.6歳	7.7年

(注) 使用人数は就業員数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	838,324千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	743,408
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	815,042
株 式 会 社 り そ な 銀 行	123,408
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	73,408

2. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 49,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 24,740,000株 (自己株式2,153,564株を含む)
- (3) 株主数 5,520名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社 秦野	4,500千株	19.93%
株式会社 高橋	1,994	8.83
辻本 桂吾	1,024	4.53
株式会社 坂本	810	3.58
秦野 和浩	742	3.28
高橋 明宏	741	3.28
坂本 勲勇	735	3.25
高木 幸一	720	3.18
河合 順	600	2.65
宮崎 正哉	600	2.65

(注) 1. 当社は、自己株式を2,153,564株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中において使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	秦 野 和 浩	開発本部長 経営企画室長 営業企画室長
取締役副社長	辻 本 桂 吾	欧米統括責任者 開発本部プロジェクトマネジメント事業部長 LINICAL Europe Holding GmbH Chairman & Director LINICAL USA, INC. Chairman & Director Linical Accelovance America, Inc. Chairman & Director LINICAL KOREA CO., LTD. 理事 LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事 Linical China Co., Ltd. 董事
取締役副社長	河 合 順	LINICAL Europe Holding GmbH Director & CEO LINICAL USA, INC. Director Linical Accelovance America, Inc. Director
専務取締役	高 橋 明 宏	Chief Financial Officer (CFO) 管理本部長 LINICAL KOREA CO., LTD. 理事 Linical China Co., Ltd. 董事 LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事
常務取締役	宮 崎 正 哉	アジア統括責任者 LINICAL KOREA CO., LTD. 理事 LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事長 Linical China Co., Ltd. 董事長
取締役	坂 本 勲 勇	LINICAL USA, INC. Director, President & CEO Linical Accelovance America, Inc. Director, President & CEO LINICAL Europe Holding GmbH Director
取締役	山 口 志 織	Chief Compliance Officer (CCO) 監査室長
取締役	枚 山 栄 理	はばたき総合法律事務所パートナー弁護士 新明和工業株式会社 社外監査役 神戸大学大学院法学研究科法曹実務教授
取締役	西 村 智 子	西村智子公認会計士事務所 所長 西村智子税理士事務所 所長 象印マホービン株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (常勤監査等委員)	中 島 与 志 明	LINICAL KOREA CO., LTD. 監事 LINICAL TAIWAN CO., LTD. 監察人 Linical China Co., Ltd. 監事
取締役 (常勤監査等委員)	村 上 祐 一	
取締役 (常勤監査等委員)	安 藤 良 光	

- (注) 1. 取締役松山栄理氏及び西村智子氏並びに取締役（常勤監査等委員）中島与志明氏、村上祐一氏及び安藤良光氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（常勤監査等委員）村上祐一氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、中島与志明氏、村上祐一氏及び安藤良光氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 社外取締役松山栄理氏、西村智子氏、中島与志明氏、村上祐一氏及び安藤良光氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役松山栄理氏及び西村智子氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、優秀な人材の確保、職務執行の萎縮の防止のため、当社及び子会社の取締役（社外取締役を含む）、執行役員及び管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。但し、法律違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、2024年12月に当該保険契約を上記内容にて更新する予定であります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	11名 (4)	219百万円 (7)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (3)	40 (40)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	11 (11)
合計 （うち社外役員）	14 (7)	271 (59)

- (注) 1. 当社は、2023年6月22日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 上記には、2023年6月22日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役2名）及び監査役3名（うち社外監査役3名）を含めております。退任した監査役3名につきましては、同日付で新たに取締役（監査等委員）に就任したた

め、支給額と員数については、監査役在任期間分は監査役に、取締役（監査等委員）在任期間分は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。

3. 合計欄は実際の支給人数を記載しております。
4. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
5. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年6月22日開催の第18回定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。なお、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、9名（うち社外取締役2名）です。
6. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2023年6月22日開催の第18回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。

②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2023年6月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること等を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 取締役報酬の基本方針

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は、経営理念に基づく当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すため、役員報酬制度の客観性及び透明性を確保し、適切に能力を発揮されることを目的として定めております。当社の取締役報酬制度の基本的な考え方は以下のとおりです。

a. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

取締役（監査等委員である取締役ならびに社外取締役を除く。）の報酬等の種類は、金銭報酬である固定による「基本報酬」ならびに短期の業績結果等により変動する「賞与」とします。「賞与」制度においては業務執行取締役を対象としており、「業績賞与制度（賞与制度Ⅰ）」と「特別賞与制度（賞与制度Ⅱ）」から構成されます。取締役（監査等委員である取締役ならびに社外取締役を除く。）のうち非業務執行取締役については、賞与制度のうち対象となるのは「特別賞与制度（賞与制度Ⅱ）」のみとなります。報酬構成としては、対象となる取締役の意欲向上に資する制度となるよう、業績標準時においては、おおそ基本報酬90%、賞与10%の割合になるように設計しております。

なお、監査等委員である取締役ならびに社外取締役の報酬等の種類は、その職責に鑑み、業績連動による報酬体系は好ましくないと判断し「基本報酬」のみとしております。

b. 報酬等の額またはその算定方法の決定方針

(基本報酬)

役位や担当職責等に応じた基準額に基づき、毎月定額にて支給する金銭報酬であります。

(「業績賞与制度（賞与制度Ⅰ）」)

企業価値向上に重要と判断した評価指標（KPI）において、業績判定期間における公表数値と実際の業績結果に基づく達成度に応じて支給する金銭による業績連動報酬であります。個人別の額については、役位別標準賞与額に対して、KPI達成度に応じて「150%～0%」の範囲で決定し、毎年6月に支給いたします。

(「特別賞与制度（賞与制度Ⅱ）」)

短期的な業績数値に現われないものの、当社の中長期的な視点により将来の会社業績に貢献していると定性的に評価する対象者に対して支給する金銭による報酬であります。個人別の額については、役位別標準賞与額に対して「+60%～-60%」の範囲で決定し、プラスの評価査定の場合は毎年6月に支給し、マイナスの評価査定の場合は翌事業年度の基本報酬から減額するものといたします。本制度は、特別に貢献した者に対して支給（貢献しなかった者に対して減額）する内容であり、上記記載の報酬構成の割合には含めておりません。

(その他)

非金銭報酬である株式報酬制度は導入しておりません。

現在、当社の設立メンバーである取締役は、既に一定数の当社株式を保有しております。そのため、株主の皆さまとの利害価値共有は既に実現できているものと考えております。

なお、今後の設立メンバー以外の取締役の就任など、会社組織形態の変化に応じて役員報酬制度についても必要な変更を検討してまいります。

ロ. 報酬等の株主総会決議に関する事項

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額

2023年6月22日開催の第18回定時株主総会でご承認いただきました年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は除く。）です。

b. 監査等委員である取締役の報酬限度額

2023年6月22日開催の第18回定時株主総会でご承認いただきました年額80百万円以内です。

八. 個人別の報酬等の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役は除く。）の個人別の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各取締役の役割、業績評価等に基づき、取締役会から一任された代表取締役社長が決定します。なお、取締役会は、一任された権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、独立社外取締役を過半数として構成する報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとしたうえで、上記委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して決定するものとします。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長秦野和浩氏に対し、報酬委員会への諮問を前提として各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は次のとおりであります。

区分	氏名	他の法人等の重要な兼職の状況	他の法人等との関係
取締役	枚山栄理	はばたき綜合法律事務所パートナー弁護士 新明和工業株式会社 社外監査役 神戸大学大学院法学研究科法曹実務教授	当社と特別な関係はありません
取締役	西村智子	西村智子公認会計士事務所 所長 西村智子税理士事務所 所長 象印マホービン株式会社 社外取締役（監査等委員）	当社と特別な関係はありません
取締役 （監査等委員）	中島与志明	LINICAL KOREA CO., LTD. 監事 LINICAL TAIWAN CO., LTD. 監察人 Linical China Co., Ltd. 監事	全て当社の子会社であります

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	杵山 栄理	2023年6月22日就任以降に開催された取締役会12回の全てに出席し、弁護士としての豊富な実務経験に基づいて、主として法的な観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言や助言等を行い、業務執行の監督、並びに企業価値向上に対する役割を果たしております。 また、指名委員会の委員を務め、取締役の指名等について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	西村 智子	2023年6月22日就任以降に開催された取締役会12回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門知識と経験に基づいて、主として財務及び会計の観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言や助言等を行い、業務執行の監督、並びに企業価値向上に対する役割を果たしております。 また、報酬委員会の委員を務め、取締役の報酬等について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	中島 与志明	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、監査役として2回、監査等委員として12回に出席し、国内大手製薬会社等での執行役員としての豊富な経験と知識に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。 また、監査役会3回、監査等委員会11回の全てに出席し、健全な会社経営に資するための意見交換等を行いました。 さらに、指名委員会の委員長を務め、取締役の指名について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	村上 祐一	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、監査役として2回、監査等委員として12回に出席し、国内大手製薬会社で経理財務関連の部署を率いた経験やその関係会社の監査役を務めた経験と知識に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。 また、監査役会3回、監査等委員会11回の全てに出席し、健全な会社経営に資するための意見交換等を行いました。 さらに、指名委員会、報酬委員会の委員を務め、取締役の指名・報酬等について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	安藤 良光	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、監査役として2回、監査等委員として12回に出席し、国内大手製薬会社等において、グローバル開発リーダー、臨床開発部長や取締役常務執行役員開発本部長を歴任し新薬の開発を牽引した経験と知識に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。 また、監査役会3回、監査等委員会11回の全てに出席し、健全な会社経営に資するための意見交換等を行いました。 さらに、報酬委員会の委員長を務め、取締役の報酬等について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	59,949千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59,949千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けている海外の子会社があります。
3. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な成長による企業価値向上と利益還元のバランスの最適化を図ることを重要施策と位置づけ、株主の皆様からお預かりした資本に対して如何に報いるかという視点に立ち、業績を勘案した配当施策を行い、安定的に利益還元に努めてまいります。当社は、機動的な資本政策及び配当政策を遂行するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を当社定款で定めております。

なお、内部留保金につきましては、将来の事業発展に必要な不可欠な成長投資として活用し、中長期的な成長による企業価値向上を通じて株主の皆様の期待にお応えしてまいります。

以上の方針に基づき、当期の配当につきましては、1株当たり15円00銭とさせていただきます。

(注) この事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	12,748,776	流 動 負 債	7,768,885
現金及び預金	7,465,192	短期借入金	600,000
売掛金及び契約資産	3,463,780	1年内返済予定の長期借入金	493,640
前払費用	255,432	未払金	847,585
立替金	1,265,542	未払費用	349,336
その他	320,723	未払法人税等	264,241
貸倒引当金	△21,895	未払消費税等	22,481
固 定 資 産	5,791,138	前受金	2,521,964
有 形 固 定 資 産	518,770	預り金	2,271,085
建物附属設備	40,093	賞与引当金	199,310
工具、器具及び備品	78,885	その他	199,240
リース資産	399,791	固 定 負 債	2,536,008
無 形 固 定 資 産	3,665,333	長期借入金	1,499,950
のれん	3,547,866	リース債務	304,677
その他	117,467	退職給付に係る負債	704,710
投 資 そ の 他 の 資 産	1,607,034	その他	26,671
投資有価証券	272,198	負 債 合 計	10,304,894
長期前払費用	1,382	純 資 産 の 部	
差入保証金	384,805	株 主 資 本	6,871,781
繰延税金資産	948,648	資本金	214,043
資 産 合 計	18,539,915	利益剰余金	7,315,200
		自己株式	△657,461
		その他の包括利益累計額	1,363,239
		その他有価証券評価差額金	25,631
		為替換算調整勘定	1,287,406
		退職給付に係る調整累計額	50,201
		純 資 産 合 計	8,235,021
		負 債 純 資 産 合 計	18,539,915

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		12,307,870
売上原価		8,529,583
売上総利益		3,778,286
販売費及び一般管理費		3,052,563
営業利益		725,723
営業外収益		
受取利息	52,272	
為替差益	42,095	94,367
営業外費用		
支払利息	17,636	
投資有価証券評価損	12,417	30,053
経常利益		790,037
特別利益		
子会社清算益	37,133	37,133
特別損失		
事業構造改善費用	166,940	166,940
税金等調整前当期純利益		660,230
法人税、住民税及び事業税	619,979	
法人税等調整額	△298,015	321,964
当期純利益		338,266
親会社株主に帰属する当期純利益		338,266

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,767,728	流 動 負 債	2,714,252
現金及び預金	4,016,210	短期借入金	600,000
売掛金及び契約資産	1,339,929	1年内返済予定の長期借入金	493,640
前払費用	102,479	未払金	417,829
立替金	186,753	未払費用	69,572
その他	122,355	前受金	5,957
固 定 資 産	5,907,639	預り金	910,799
有形固定資産	60,288	リース債務	5,103
建物附属設備	36,176	賞与引当金	113,605
工具、器具及び備品	6,070	その他の	97,744
リース資産	18,041	固 定 負 債	2,151,319
無形固定資産	8,160	長期借入金	1,499,950
ソフトウェア	4,137	リース債務	9,147
商標権	4,023	退職給付引当金	642,222
投資その他の資産	5,839,189	負 債 合 計	4,865,572
投資有価証券	272,198	純 資 産 の 部	
関係会社株式	4,398,202	株主資本	6,784,164
長期貸付金	632,592	資本金	214,043
長期前払費用	1,382	資本剰余金	73,000
差入保証金	300,606	資本準備金	73,000
繰延税金資産	234,207	利益剰余金	7,154,582
資 産 合 計	11,675,367	その他利益剰余金	7,154,582
		別途積立金	11,000
		繰越利益剰余金	7,143,582
		自 己 株 式	△657,461
		評価・換算差額等	25,631
		その他有価証券評価差額金	25,631
		純 資 産 合 計	6,809,795
		負 債 純 資 産 合 計	11,675,367

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,101,330
売上原価	3,516,546
売上総利益	1,584,784
販売費及び一般管理費	1,221,287
営業利益	363,496
営業外収益	
受取利息	20,003
為替差益	119,756
その他	11,421
営業外費用	
支払利息	6,005
投資有価証券評価損	12,417
経常利益	496,256
税引前当期純利益	496,256
法人税、住民税及び事業税	135,153
法人税等調整額	17,987
当期純利益	343,114

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社リニカル
取締役会 御中

2024年5月17日

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下井田 晶代
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山岸 康徳

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リニカルの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リニカル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社リニカル
取締役会 御中

2024年5月17日

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下井田 晶代
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山岸 康徳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リニカルの2023年4月1日から2024年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前題に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前題に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

株式会社リニカル 監査等委員会

常勤監査等委員 中 島 与志明 ㊞

常勤監査等委員 村 上 祐 一 ㊞

常勤監査等委員 安 藤 良 光 ㊞

(注) 監査等委員中島与志明、村上祐一及び安藤良光は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。



経営理念

医薬品開発のあらゆる場面で常にプロフェッショナルとしての質を提供し、ステークホルダーである製薬会社、医療機関、患者ならびに株主、従業員の幸せを追求する。

海外事業拡大により成長を続け、中長期的な企業価値向上を目指す

ガバナンスを強化しグローバルCROとしての経営基盤を確立

代表取締役社長
秦野 和浩

当期のポイント

- 売上が前期比若干減。これに伴い減益
欧州の顧客都合での治験中止等が影響
- 米国事業は順調。欧米一体化の運営と
グローバルの連携強化を加速

Q 米国事業が好調ですが、どのように評価されていますか。

A 創業当初から日本発のグローバルCROになることを目指していましたが、世界最大の医薬品市場である米国での事業展開は必須と考えていました。そのため、創業から3年後の2008年にグループ初の海外拠点を米国カリフォルニア州に作りました。その後アジア、欧州と海外展開を進め、米国では2018年4月に現地のAccelovanceというCROを買収し、売上を15億円にまで一気に拡大することができました。とはいえ、初年度は4.5億円の営業赤字という状況でした。すぐに経営改革に着手し、翌年には黒字に転換。その後は順調に右肩上がりの成長が続いています。粘り強く理念と文化を伝えていくことで経営が安定してきた手ごたえがあります。買収から6期目となった今期は売上が3倍の45億円、営業利益は6.5億円の黒

字にまでに成長し、連結業績に大きく貢献しています。

今後も当面、米国が最大の医薬品市場であり、新薬開発の中心地であり続けると見えています。リニカルにとっても米国事業がグループ全体の成長ドライバーです。よって、戦略市場として成長投資を行っていく考えです。特にM&Aは一足飛びに事業基盤を拡大できるチャンスであり、常に機会をうかがっています。

Q どのような将来構想を描いていますか？

A 世界のCRO市場は現在5兆円ほどという統計があり、世界の医薬品市場の拡大に伴い、年々成長していくと想定しています。特にアメリカでの新薬開発は非常に活発ですので、ここでシェアを取ることが今後のリニカルの成長にとっては非常に重要です。

繰り返すとはなりますが、米国での将来のM&Aも視野に、人材の採用と育成を進め、事業基盤を拡大していきます。継続して海外事業を拡大していくためには、経営基盤のグローバル化は必須です。今回導入したCXO体制では、海外子会社を含むグループ横断での担当領域の執行責任をCXOが担います。これにより、QCD（品質、コスト、納期）のすべてでグローバル全体でのレベルアップを図り、真のグローバルCROとしての基盤を固めていきます。中長期的には、グローバルで従業員を現在の約2倍の1500名規模にし、60か国程度への進出を目指します。

Q 日本はドラッグ・ロス拡大が指摘され、内資同業他社の上場廃止というニュースがありました。日本事業にはどう取り組みますか？

A 日本の医薬品開発を取り巻く状況は大きく変化しています。海外で承認された薬が日本では手に入らない「ドラッグ・ロス」については、厚生労働省などが解消に向け検討を進めており、規制の見直しが始まっています。現在の創薬の主役は、欧米の新興バイオ医薬品企業です。大手製薬企業であっても創薬シーズをベンチャーなどそうした企業に依存する傾向があります。新興企業は大手とは違い、日本での開発を欧米と同時に行うことは少ないため、こうした企業を日本にどう呼び込むかがポイントです。まず当社には欧米に拠点がありますので、新興バイオ企業とは現地でのビジネスを通じて信頼関係を構築しています。当初はベンチャーだった顧客が、現在では日本の中堅製薬企業規模に成長しているケースもあります。この顧客ネットワークを活用し、日本での治験の誘致に取り

組んでいます。またリニカルは、創薬支援事業として、これから日本の医薬品市場へ参入しようとしている、国内外の企業に対するコンサルティングサービスを提供しています。2017年の立ち上げから着実に実績を積み重ね、当期は過去最高の売上高を記録しました。現在、欧米の子会社と営業段階から連携し、海外新興バイオ企業を日本市場へ誘致する活動を強化しています。リニカルは日本発グローバルCROとして、日本のドラッグ・ロスを防ぐために継続的に取り組んでいきます。

Q 最後に株主の皆様へのメッセージをお願いします。

A 2013年にヨーロッパ、2018年にはアメリカのCROを買収し、どちらの事業も成長させてきました。海外企業のM&Aに成功している日本企業は多くはありません。買ったままで放置せず、徹底して現地と向き合ってきました。リニカルにとってM&Aは、今後、米国で成長を加速させるために必須と考えています。これまでの買収を成功させてきた実績で、さらに大きく成長していけると自信を持っています。今後も、成長投資を実行しながら収益力強化に努め、利益還元につきましては、引き続き安定した配当によりお応えしてまいります。株主の皆様におかれましては、引き続き長期的な視点でリニカルを応援いただけますようお願い申し上げます。

2025年3月期連結業績予想

売上高	営業利益
12,669百万円／前期比 2.9% 増 	1,009百万円／前期比 39.0% 増 
経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
1,047百万円／前期比 32.5% 増 	697百万円／前期比 106.1% 増 

当社グループの展開地域における下記の状況に基づき、次期の連結業績予想につきましては、売上高12,669百万円（前期比2.9%増）、営業利益1,009百万円（前期比39.0%増）、経常利益1,047百万円（前期比32.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益697百万円（前期比106.1%増）を見込んでおります。

地域別の状況は下記のとおりです。

日本・アジア地域におきましては、その主要地域である日本において、日系大手製薬企業による大型開発案件が減少するなどドラッグ・ロスが拡大しており厳しい事業環境が続くことが見込まれますが、国内企業の新規開拓と、海外製薬企業や新興バイオ医薬品企業からの日本を含む試験の受注獲得に向けて営業活動を継続してまいります。日本市場への参入を支援する創薬支援事業と治験業務をあわせたワンストップサービスの提案と、営業面で欧米事業との連携を強化することで、日本・アジアを含む欧米発のグローバル試験獲得を狙います。日本を除くアジアにおきましては、韓国は順調に業績が推移するものと見込んでおり、中国・台湾でも新規案件獲得により業績回復を見込んでいます。以上の状況から日本・アジア地域において、売上と利益の確保を見込んでおります。

米国におきましては、米国市場の新薬開発は旺盛で、大型案件を含む新規案件の引き合いも増加しており、積極的な営業活動により新規受注を積み上げてまいります。米国市場は、当社ビジネスの最重要地域であり、引き続き受注獲得力の強化に加え、欧州事業との連携による営業面でのグローバル・シナジーを一層強化することにより米国市場の深耕を加速し、持続的な成長を図ります。このような状況から、米国においては次期において順調に業績が推移するものと見込んでおります。

欧州におきましては、欧州経済においては減速感がみられ、バイオベンチャーの資金調達が難しい環境が継続しておりますが、米国事業との連携を推し進めたことにより新規案件の受注獲得が進みつつあります。営業面でグローバル・シナジーをさらに強化することで、米国企業からの欧州を含む新規案件の受注獲得を拡大してまいります。このような状況を反映し、欧州においては次期において業績の回復を見込んでおります。

上場市場	東京証券取引所スタンダード市場
上場日	2008年10月27日
証券コード	2183
事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
定時株主総会株主確定基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日（中間配当を行う場合は9月30日）
その他の基準日	その他必要のある時は、あらかじめ公告して基準日を定めます。
単元株式数	100株
公告掲載方法	電子公告（ https://www.linical.com/ja/ ） ただし、やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行います。
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 tel.0120-094-777（フリーダイヤル）
特別口座の口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社
同連絡先	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 tel.0120-288-324（フリーダイヤル）

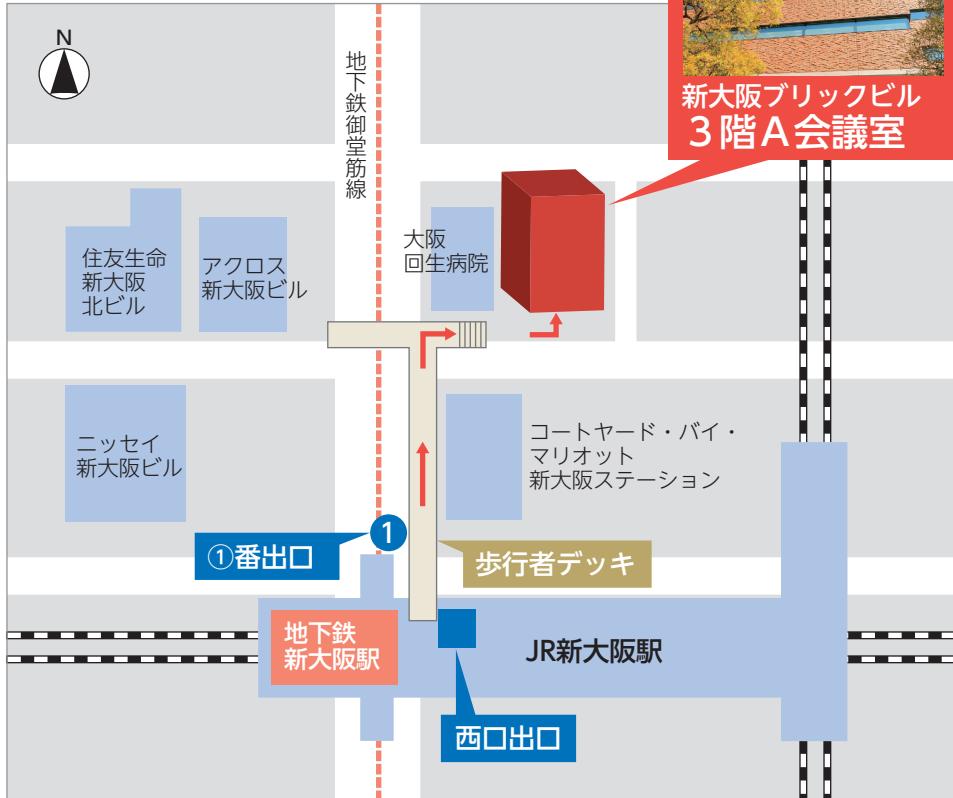
各種事務手続

	証券会社に口座をお持ちの場合	特別口座の場合
郵便物送付先	お取引の証券会社等になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問い合わせ先		フリーダイヤル 0120-288-324(土・日・祝日を除く 9:00~17:00)
各種手続お取扱店 (住所変更、株式配当金 受取り方法の変更等)		みずほ信託銀行 本店及び全国各支店
未払配当金のお支払い	未払配当金のお支払いについては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いします。	

(ご注意) 特別口座では、単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。

株主総会会場ご案内図

〒532-0003 大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
会場 新大阪ブリックビル3階A会議室
TEL : 06-6150-2582
FAX : 06-6150-2675



交通案内 最寄り駅

- JR新大阪駅 西口より 徒歩約 3分
- 地下鉄御堂筋線新大阪駅 ①番出口より 徒歩約 2分

※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

